



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 4 1 5 号 令和 4 年 1 月 2 1 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 1	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	文化・未来創造課
3 2	特定調達契約について一般競争入札に付する件	文化の森振興センター
3 3	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
3 4	令和 3 年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
3 5	特定第 1 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
3 6	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	同
3 7	保安林の指定を解除する件	農林水産基盤整備局 森林整備課

徳島県告示第三十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
「awa awi project」基本設計業務
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県未来創生文化部文化・未来創造課プロジェクト担当  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和三年十一月十七日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
熊谷・石上純也・IAO竹田・アクト環境・ピーエス三菱・野村建設 拡大共同企業体
- 五 契約金額  
香川県高松市木太町三〇二七番地一  
二億三千八百万四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第六号

徳島県告示第三十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量  
徳島県文化の森総合公園で使用する電気  
調達期間における予定使用電力量の合計 四、三五五、〇〇〇キロワットアワー  
契約電力 一、六〇〇キロワット
- 2 調達物品等の特質等  
仕様書による。
- 3 調達期間  
令和四年五月一日から令和五年四月三十日まで
- 4 需要場所  
徳島市八万町向寺山

徳島県文化の森総合公園

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
- 7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 8 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書等に掲げる条件を満たすこと。

す者であること。

9 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年二月十八日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務担当（電話〇八八 六六八 一一一一）

五 入札説明書等の交付の期間及び方法

1 期間

令和四年一月二十一日（金曜日）から同年二月十八日（金曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日）に当たるときは、その翌日）を除く。以下同じ。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。以下同じ。）

2 方法

無料で配布する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

（一） 入札参加資格確認申請書

（二） 二酸化炭素排出係数等適合証明書

（三） 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和四年一月二十一日（金曜日）から同年二月十八日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時まで

3 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山  
徳島県立二十一世紀館総務担当

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和四年三月四日（金曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館三階会議室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和四年二月二十五日（金曜日）から同年三月三日（木曜日）午後五時までに  
必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金  
免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、若しくは一定の金額をもって価格を表示しない入札又は次に掲げるところによりした入札

(1) 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(2) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(3) 「入札物件」で調達物品等の名称の記載のないもの又は記載を誤つたもの

(4) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの  
(5) 使用の印鑑を誤ったもの

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

## 5 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六により提出された書類の審査の結果、この公告及び入札説明書等に示した調達物品等を調達できると認めたと入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 6 契約書作成の要否

### 7 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館

徳島市八万町向寺山

### 8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 八 その他

1 詳細は、入札説明書等による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

## 九 Summary

1 Description and quantity of the products being purchased:

Electricity that will be used by Tokushima Bunka no Mori Park

Estimated Amount of Electric Power: 4,355,000KWh

2 Period for the Submission of Bids

Hand delivered submissions: March 4th, 2022 by 2:00 p.m

Submissions by mail: Must be delivered between February 25th, 2022 and March 3rd, 2022.

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Tokushima 21st Century Cultural Information Center

Mukouteraiyama Hachimanchō, Tokushima City, 770-8070 Japan

Tel : 088-668-1111

徳島県告示第三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。  
 令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名称	所在地	
原田 貴文	循環器内科	心臓機能障害	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一〇一三	令和四年一月一日
飯間 努	同	同	同	同	同
塩崎 啓登	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	同	同	同
和田 佑馬	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	徳島大学病院	蔵本町二丁目五〇番地の一	同
良元 俊昭	同	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	同	同	同
新居 英二	内科	肢体不自由	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一	同
渡邊 典子	小児科	同	独立行政法人国立病院 機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地一三五四番地	同
竹田 勝則	内科	同	協立病院	徳島市八万町橋本九二番地の一	同



徳島県告示第三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和三年度狩猟免許試験を実施する件（令和三年徳島県告示第三百六十号及び令和三年徳島県告示第五百六号）で公示したもののほか、令和三年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和四年二月十五日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇

徳島県立農林水産総合技術支援センター

三 狩猟免許申請書の提出期間

令和四年一月二十一日（金曜日）から同年二月四日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

徳島市万代町一丁目一

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課

徳島県告示第三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）（第五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第一号漁業者の同意が同条第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第一号に掲げる漁業

あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名称	水域	被共済者
あわび阿南加入区	共第七十二号、共第七十七号、共第七十九号、共第八十一号、共第八十四号、共第八十六号、共第八十八号、共第九十号、共第九十二号、共第九十三号、共第九十五号、共第九十七号、共第九十八号、共第九十九号及び共第一百六十三号漁業権の漁場の区域	阿南漁業協同組合

徳島県告示第三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
小松島加入区	小松島漁業協同組合の地区	底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン未満のもの）、主として刺網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）又は小型定置漁業

徳島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
海部郡海陽町平井字保勢一―二の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅